

社会福祉法人藤睦会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤睦会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、無報酬とする。ただし、費用を弁償する事が出来る。

2 評議員が評議員会に出席したときは、無報酬とする。ただし、費用を弁償する事が出来る。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人藤睦会旅費及び費用弁償規程に準ずる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年12月15日より適用する。

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	出席費用 弁償費	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	0円	8,000円	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	0円	8,000円	
監事業務報酬等 (日額)	0円	8,000円	